

# 官 報

(号 外)

## 政 令

page="5"

狂犬病予防法施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和二十八年八月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令 第二百三十六号

### 狂犬病予防法施行令

内閣は、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第四条第五項、第五条第二項、第六条第六項及び第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(鑑札の再交付)

第一条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又はき損した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。

(犬の所在地の変更)

第二条 都道府県知事は、犬の所有者が他の都道府県の区域から当該都道府県の区域内にその犬の所在地を移した旨の届出があつたときは、犬の所有者に、犬の旧所在地の都道府県知事が交付した鑑札と引替に鑑札を交付するとともに、犬の旧所在地の都道府県知事に犬の新所在地を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた都道府県知事は、通知をした都道府県知事に、その犬の原簿を送付しなければならない。

(注射済票の再交付)

第三条 保健所長は、注射済票を亡失し、又はき損した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。

(省令への委任)

第四条 前三条に規定するもののほか、犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(処分前の評価)

第五条 予防員は、狂犬病予防法第六条第六項の規定によつて犬を処分し、又は同法第十四条第一項の規定によつて犬を殺す場合には、あらかじめ、適当な評価人三人以上にその犬を評価させておかななければならない。

附 則

この政令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

厚生大臣 山 泉 勝見  
内閣総理大臣 吉田 茂